

○総務省告示第二百十六号

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第八条の規定に基づき、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成十六年総務省告示第六百九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十四日

総務大臣 山本 早苗

第十二条第四項中「事項等」の下に「、委託契約終了時の個人情報の取扱い、契約内容が遵守されなかった場合の措置」を加える。

第二十六条第三項中「、当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるときであつて」を削る。